

令和2年度 総社市保育所・認定こども園（保育部）・地域型保育事業保育料徴収基準額表（案）

（単位：円）

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育標準時間徴収金基準額（月額）		保育短時間徴収金基準額（月額）			
階層区分	定義	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児		
A	生活保護法による被保護世帯 （単給世帯を含む）	0		0			
B	市町村民税非課税世帯	0		0			
C	A階層を除き、市町村民税の額の区分が、次の区分に該当する世帯	1	均等割額のみ 課税世帯（所得割非課税世帯）	13,800		13,800	
		2	所得割の額が 10,000円未満である世帯	15,400		15,200	
		3	10,000円以上 30,000円未満の世帯	17,800		17,400	
		4	30,000円以上 48,600円未満の世帯	18,400		18,000	
		5	48,600円以上 64,800円未満の世帯	22,000		21,600	
		6	64,800円以上 81,000円未満の世帯	25,000	0	24,600	0
		7	81,000円以上 97,000円未満の世帯	29,000		28,400	
		8	97,000円以上 125,800円未満の世帯	35,000		34,200	
		9	125,800円以上 154,600円未満の世帯	42,000		41,400	
		10	154,600円以上 169,000円未満の世帯	43,000		42,200	
		11	169,000円以上 301,000円未満の世帯	50,000		48,800	
		12	301,000円以上 397,000円未満の世帯	56,000		54,600	
		13	397,000円以上の世帯	58,000		56,600	

※階層区分の基準となる市町村民税額は、4～8月は前年度分、9月以降は当該年度分とする。

※市町村民税所得割額は、退職所得に係る所得割額を除いた額とし、配当控除・外国税額控除・住宅借入金等所得特別控除・寄付金税額控除・配当割額又は株式譲渡所得割額控除の税額控除前の額で算定する。

保育料の負担軽減

保護者の方の保育料負担を軽減するため、世帯状況等に応じた保育料ごとに保育料の負担軽減を行っております。負担軽減に該当するか否かは、教育・保育給付（現況）申請書に記載していただいている世帯状況等により判定いたします。そのため、教育・保育給付（現況）申請書を提出される際には、同一世帯の家族全員を記載していただくようお願いいたします。

◎保育所（園）・認定こども園（保育部）・地域型保育事業 保育料の負担軽減

世帯状況	市町村民税 所得割額	階層 区分	軽減内容
ひとり親世帯または在宅障害児（者）のいる世帯	77,101 円 未満の世帯	C1～C4	第1子：保育料基準額より 1,000 円引いた額の半額 第2子以降：無料
		C5 以上	第1子：9,000 円 第2子以降：無料
	77,101 円 以上の世帯		施設を利用している児童から数えて第2子：半額 施設を利用している児童から数えて第3子以降：無料 同一世帯の0～2歳児で第3子以降：無料
上記以外の世帯	57,700 円 未満の世帯	C1 以上	同一世帯の第2子：半額 同一世帯の第3子以降：無料
	57,700 円 以上の世帯		施設を利用している児童から数えて第2子：半額 施設を利用している児童から数えて第3子以降：無料 同一世帯の0～2歳児で第3子以降：無料

- ※ ひとり親世帯とは、児童扶養手当受給資格が認定されている世帯またはひとり親家庭等医療費受給資格者証をお持ちの世帯のことをいいます。
- ※ 施設を利用している児童とは幼稚園・保育所（園）・認定こども園・地域型保育事業を利用している児童のことを言います。
- ※ 特別支援学校幼稚部に通園又は児童発達支援センターを月23日程度利用している就学前児童も施設を利用している児童と同じカウントです。
- ※ 同一世帯の0～2歳児で同一保護者に監護等されている第3子以降：無料
(監護等されている者・・・生計を一にしている、子(成年者含む)、配偶者の子(成年者含む)、養子(成年者含む)などをいいます。)